

衛生管理・感染症対応

マニュアル

社会福祉法人 光陽会

放課後等デイサービス事業所

「メロディ」「ウイッシュ」

1. 衛生管理マニュアル

(1) 毎日（営業日）における衛生管理

サービス提供時間前後：各設備の衛生管理（点検）

トイレ、洗面所・・・清掃、塩素消毒

*担当職員は各設備の不具合や故障を発見した場合、管理者に報告する。

(2) 毎日（営業日）における利用者への衛生支援及び指導

① 利用者が通所時、必ず以下の確認を指導員等が行い、チェック表に記載する。

- ・検温、手指消毒
- ・衣服、持ち物等の衛生確認
- ・怪我等、咳、鼻水、爪の確認（怪我は帰宅前にも確認）
- ・手洗い、うがい
- ・利用者の保護者からの連絡帳、送迎時の学校等での確認

② 以下の時点で手洗い、除菌を励行する。

- ・来所持
- ・おやつ、昼食前（食卓の除菌も行う）
- ・外遊び、外出からの帰り
- ・トイレ使用后
- ・その他必要に応じて

(3) 疾病の可能性のある利用者が参加の場合

①体調を確認、安静にして体温確認、保護者に連絡する。

(4) 上記（3）の事後対応

①管理者より当事者のご家庭に連絡。利用者本人の病状、経過・感染症及び伝染病でな
いかを聞き取る。

(5) 上記（4）も含め、感染症及び伝染病が発生した場合

①管理者より速やかにいかに連絡し、今後の対応の指示を受ける。

高鍋保健所 0983-22-1330

宮崎県障がい福祉課 0985-26-7068

西都市福祉事務所 障害福祉係 0983-43-0376

2. 感染症対応マニュアル

(1) 職員の衛生管理

1. 職員が感染源とならないために

- ・事業所で働くすべての職員は、年1回の健康診断は必ず受ける。
- ・二次感染等の防止のため、事業所が定めたインフルエンザ予防接種等を受ける。

2. 職員の服装及び衛生管理について

①全職員

- ・動きやすい服装、清潔な服装、アクセサリ等の除去。
- ・風邪等感染の症状がある時は、マスクを着用する。
- ・体調不良時や感染症に感染した恐れがある場合は、必ず上司及び管理者に報告し、勤務について考慮する。

3. 手指等の衛生管理

①全職員

- ・爪は短く切る。
- ・薬用石けんで指、腕をよく洗う。(特に指の間、指先)
- ・石けんをよく洗い流し乾燥させ、アルコール等で消毒する。

②利用者

- ・トイレ使用后・食事前・外遊び後は、必ず石けん手洗いをするよう指導する。
- ・利用者のタオルは個別とする。又は使い捨てハンドペーパーを使用する。

(2) 事業所の衛生管理

*以下については使い捨て手袋を着用すること

| | | |
|--|--|---------------------------|
| 指 導 訓 練 室・ 相談室・ 遊戯室・ トイレ・ 洗面所 | ① 床 | ・1日の活動終了後消毒液で拭く |
| | ② 机、椅子 | ・使用後消毒液で拭く |
| | ③ 扉、壁、棚 | ・1日1回消毒液又はアルコールで拭く |
| | ④ 便器 | ・専用雑巾を使用し、アルコールで拭く |
| | ⑤ トイレの床、ドア ドアノブ、壁 | ・使い捨て雑巾等を使用し、消毒液(次亜塩素)で拭く |
| | 便や嘔吐物で床などが汚染した場合 ・嘔吐物については、新聞紙等にくるみ、ビニール袋等に入れる。 ・使い捨て布で消毒(次亜塩素)し、清掃する。使い捨て布はビニール袋に入れる。 | |
| 遊 具 | ・週1回、水及び消毒液で拭き、日光消毒をする。 | |

(3) 感染症の対応

1. 発疹が出た場合、目充血・目やにがある場合、発熱した場合、その他感染症が疑われる症状がある場合
 - ・対象となる病児を隔離する
 - ・家族等に連絡し、症状を報告して速やかに迎えを依頼する。
 - ・医療機関に受診を依頼し、その結果を事業所に報告してもらう。
 - ・指導訓練室、トイレなど清掃消毒を行い、感染防止に努める。
 - ・医師が指示した期間は、利用を停止する。

令和6年 3月

放課後等デイサービス「メロディ」「ウイッシュ」衛生管理・感染症対応マニュアル

